

高知労働局発表  
平成27年8月24日(月)

担 当	高知労働局賃金室	
	賃金室長	上谷祐次
	高知市南金田1番39号	
	電話	088-885-6024

平成27年度高知県最低賃金の改正答申について  
— 16円引上げ（引上げ率2.36%） —

高知地方最低賃金審議会（会長 中川 香代 高知大学人文学部教授）は、平成27年7月6日（月）高知労働局長（伊津野 信之）から「高知県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、高知県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、平成27年8月24日（月）に結論を取りまとめ、同日高知労働局長に対し「時間額693円」とする旨の答申を行った。

高知地方最低賃金審議会においては、平成27年7月30日に中央最低賃金審議会から示された目安（高知県の場合16円引上げ）を参考にしつつ、最低賃金法に基づき高知県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出（申出締切日：平成27年9月8日(火)）に関する諸手続を経て、高知県最低賃金が改正されることとなる。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低賃金額	642円	645円	652円	664円	677円	693円
対前年度上昇率	1.74%	0.47%	1.09%	1.84%	1.96%	2.36%
対前年度上昇額	11円	3円	7円	12円	13円	16円